

TMS 保証パック利用約款

本約款は株式会社テレ・マーカー（以下「当社」といいます）が提供するTMS保証パック（保証パックサービス、付帯TMSサービスから構成されます。以下「本サービス」といいます）の利用条件を定めるものです。本サービスの利用を希望する法人又は個人事業主（以下「利用希望者」といいます）は、本サービスの申込みをもって、本約款に同意したものとみなされます。

第1章 総則

（目的）

第1条 本約款は、本サービスに関する基本的事項を定め、契約者と当社との間の権利義務を明確にすることを目的とします。

（定義）

第2条 本約款における主な用語の定義は以下のとおりとします。

1. 本契約：当社から本サービスの提供を受けるためのTMS申込書＜保証パックプラン＞（以下、「申込書」といいます）及び本約款に基づく契約
2. 契約者：当社と本契約を締結している法人又は個人事業主
3. 事業者機器：契約者が所有又は使用する携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、パソコン、固定電話機、FAX（複合機を除く）、ルーター、プリンター、UTM、決済端末、シュレッダー、プロジェクター、POSレジ、コピー機、スキャナ、モニター、サーバー、ビデオカメラ、及びテレビ
4. 事故：偶発的な外装破損、故障（水漏れによる故障を含みます）
5. 補償金：事故により事業者機器が使用不能になったことに伴い、被保険者が費用を負担することによって被る損害に対して、指定保険会社の査定に基づき、指定保険会社から契約者に支払われる金銭
6. 保証パックサービス：事故により事業者機器が使用不能となったことに伴い、被保険者が費用を負担することによって被る損害に対して、当社が当社所定の方法により保証を実施するサービス
7. 使用不能：事業者機器を使用できない状態
8. 修理可能：事業者機器をメーカー等で修理した状態
9. 修理不能：事業者機器の内部基盤が修復不能な状態のため、事業者機器のメーカー等での修理が不可能で（事業者機器のメーカー等が事業者機器の状態を確認した結果、修理が不能と判断し、修理を行わなかった状態をいいます）、被保険者が別途事業者機器を購入した状態
10. 全損最大金額：重要事項説明書においてプランごとに定める、事業者機器が修理不能の場合に、指定保険会社が契約者による1回の申請あたりにお支払いできる補償金の上限額
11. 年間修理上限：重要事項説明書においてプランごとに定める、指定保険会社が1年間にお支払いできる補償金の上限額
12. 指定保険会社：本サービスを実施するにあたり、当社が保険契約者となり、契約者が被保険者となる保険契約の引受を行う重要事項説明書記載の保険会社
13. 普通保険約款・特約：指定保険会社の「修理費用保険 普通保険約款」及び「事業者IT機器修理費用補償特約」、「修理費用保険 保険料月払いに関する特約」、「包括契約に関する特約」
14. 重要事項説明書：指定保険会社の重要事項説明書
15. 付帯TMSサービス：利用希望者が本サービス申込時に選択する、申込書に定める各プラン（TMSシルバー保証パックプラン（但し、2026年6月24日以降、TMSシルバー保証パックプランの新規申込み（他のプランからのプラン変更を含みます。）は停止しています。）、TMSゴールド保証パックプラン、TMSクリスタル保証パックプラン、TMSPREMIUM保証パックプラン）に従って、当社から契約者に提供される購入機器又はリース機器に関する保守等のサービス。基本サービス、追加サービス、特別保守サービス、サイバー保険付帯サービスから構成される。
16. 追加サービス：付帯TMSサービスを構成するサービスの1つであり、当社から契約者に対して本契約に基づき基本サービスが提供されている間において、契約者が追加で申し込むことにより利用できるサービス
17. 特別保守サービス：付帯TMSサービスを構成するサービスの1つであり、基本サービス、追加サービス、サイバー保険付帯サービスに該当しない一切のサービス（対象機器ではない機器の修理、対象機器の代替品の再調達、対象機器に接続する電話回線そ

他の通信インフラの提供等が含まれますが、これらに限られません)。

18. サイバー保険付帯サービス：付帯 TMS サービスを構成するサービスの 1 つであり、三井住友海上火災保険株式会社が提供するサイバー保険サービスです。
19. 対象事業所：申込書に記載された、付帯 TMS サービスの適用対象となる事業所
20. 購入機器：当社が契約者に販売し、対象事業所に設置されている機器
21. リース機器：当社が売主、第三者であるリース会社が買主兼貸主、契約者が借主となる取引により、対象事業所に設置されている機器
22. 対象機器：対象事業所に設置され、付帯 TMS サービスの適用対象となる購入機器又はリース機器

(適用範囲)

第 3 条 本約款は、当社と契約者の本サービスの利用にかかわる一切の關係に適用されます。

第 2 章 契約の成立

(申込方法)

第 4 条 利用希望者は、申込書、本約款、普通保険約款・特約、重要事項説明書、サービス詳細に、同意した上で、申込書に必要事項を記載し、当社に提出することにより、当社に対し、本サービスの利用を申し込むことができます。

(契約成立日)

第 5 条 本契約は、前条の申し込みを当社が承諾した時点で成立するものとします。

(契約資格)

第 6 条 本サービスは、日本国内に拠点を有する法人及び個人事業主を対象とします。

(申込の承諾)

第 7 条

1. 当社は、本サービスの申し込みがあった場合には、申込書類の提出を受け付けた順序に従って承諾するものとします。
2. 当社は、前条の規定にかかわらず、利用希望者が以下の各号のいずれかに該当する場合、申し込みを拒否できるものとします。
 - (1) 過去に当社及び当社グループ会社との契約もしくは利用規約に違反した者又はその関係者であると当社が判断した場合
 - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号）、暴力団員でなくなった時から 5 年間を経過しないもの、もしくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な關係を有する者（以下、これらを個別に又は総称して「暴力団等」といいます）に該当する、又は資金提供その他を通じて暴力団等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等、暴力団等との何らかの交流もしくは関与を行っているとして当社が判断した場合
 - (3) 虚偽の申請であると当社が判断した場合
 - (4) 過去に当社から契約解除を受けたことがある場合
 - (5) その他、本サービスの利用を適当でないと当社が判断した場合

第 3 章 契約者情報の変更

(契約者情報の変更)

第 8 条

1. 契約者は、申込書に記載した連絡先に変更があった場合、速やかに当社所定の手続きにて当社に届け出るものとします。
2. 契約者は、次の各号に該当する事由が生じた場合、速やかに当社に届け出るものとします。
 - (1) 対象事業所の移転、閉鎖、名称変更
 - (2) 対象機器の移設、撤去、譲渡、廃棄、設置環境の大幅な変更
 - (3) 通信回線、インターネット接続環境、ネットワーク構成の変更（回線種別変更、ルータ変更等を含みます。）
 - (4) 本サービスの提供に影響を及ぼし得る契約内容（第三者サービスを含みます）の変更

更

3. 契約者が前2項の届出を怠ったことにより、本サービスの提供が遅延し、又は提供できない場合、乙は当該遅延・提供不能について責任を負わないものとします。

(対象機器の変更)

第9条 契約者は、対象機器を追加・削除する場合、当社所定の手続に従うものとします。

第4章 保証パックサービス

(保証パックサービスの内容)

第10条

1. 当社は、事故により事業者機器が使用不能となったことに伴い、契約者が費用を負担することによって被る損害に対して、当社所定の方法により保証を実施します。
2. 前項による保証の実施は、指定保険会社が、引受を行う保険契約の普通保険約款・特約に基づき、契約者に、事業者機器の補償金をお支払いすることで完了するものとします。

(補償期間)

第11条 補償期間は本契約の有効期間に準じます。

(補償限度額)

第12条

1. 事業者機器が修理可能な場合の補償金は、契約者が実際に負担した修理費用とします。
2. 事業者機器が修理不能な場合の補償金は、契約者が別途購入した事業者機器の代金とします。ただし、当該金額が「全損最大金額」を超過した場合には「全損最大金額」を上限とします。
3. 1年間に支払われる補償金の合計額は、前2項を合計して、「年間修理上限」を超えないものとします。

(補償対象外)

第13条 以下のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、補償金をお支払いできません。

1. 契約者の故意又は重大な過失
2. 契約者と同居の親族の故意又は対象物を使用もしくは管理する者の故意。ただし、契約者に補償金を取得させる目的であった場合に限る。
3. 補償金を支払う場合の偶然な事由が補償期間外に発生した場合。
4. 地震・津波・噴火・風災・水災・雪災その他の自然災害
5. 火災、爆発、放射能汚染
6. 公的機関による差押え、没収等
7. 戦争、外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動
8. 事業者機器が、日本国内で販売されたメーカー純正の製品以外の場合（携帯端末の場合は、携帯電話通信会社で販売した製品又は日本法人を設立しているメーカーの純正製品は除く。パソコンの場合は、日本法人を設立しているメーカーの純正製品は除く。）
9. 購入から1年以内のメーカーの瑕疵による故障等（初期不良を含む）
10. 事業者機器のメーカー又は販売店が、自らの決定又は行政庁の命令に基づいて、瑕疵の存在する（瑕疵の存在が推定される場合を含む）製品を対象として回収又は修理を行った場合における回収の原因又は修理の対象となる事由。
11. すり傷、汚れ、しみ、腐敗、腐食、焦げ等、事業者機器の本体機能に直接関係の内外形状の損傷
12. 事業者機器を、不適切な修理、加工、改造又は過度な装飾をした場合
13. 詐欺、横領によって生じた損害
14. 自然の消耗、劣化、縮み、変色又は変質による損害
15. ソフトウェア障害・ウイルス感染
16. 事業者機器が故障又は外装破損した場合において、契約者が、事業者機器のメーカー等が発行する書類を、指定保険会社に提出しない場合

17. 事業者機器が修理可能にもかかわらず、契約者が事業者機器を修理しなかった場合
18. 修理の際メーカーの修理不能リストに載っている事業者機器、又は修復可能な状態にもかかわらず部品がないことを理由に修理しなかった場合
19. その他、指定保険会社が保険金の支払いを行わない場合として別途定める事由

(通知義務)

第 14 条 契約者は事故発生後、30 日以内に当社に通知するものとします。

(必要書類)

第 15 条 契約者は事故を証明する書類その他当社が指定する書類等を当社に提出しなければなりません。

(調査協力義務)

第 16 条 契約者は、指定保険会社の調査に協力する義務を負います。

(補償金の支払)

第 17 条 補償金は指定保険会社の査定後、指定保険会社から契約者に支払われます。

第 5 章 付帯 TMS サービス

(付帯 TMS サービス提供の前提条件)

第 18 条

1. 次の (1) から (8) までに定める事項を、当社が契約者に対して付帯 TMS サービスを提供するための前提条件とします。
 - (1) 契約者が本サービスとして TMS シルバー保証パックプラン、TMS ゴールド保証パックプラン、TMS クリスタル保証パックプラン、TMS PREMIUM 保証パックプランのいずれかの類型を選択すること
 - (2) 対象機器が購入機器である場合は、対象事業所における設置が確認されたこと
 - (3) 対象機器がリース機器である場合は、当該リース契約上の検収が完了していること
 - (4) 契約者が対象機器を取扱説明書（これに類する資料等を含みます。）に従った取扱方法その他適切な使用方法に従って対象機器を使用すること
 - (5) 付帯 TMS サービス又は対象機器の一部を構成するソフトウェアがある場合に、契約者が次のアからウまでに定める行為を行わないこと
 - ア 当該ソフトウェアを第三者に譲渡し、又はその利用を許諾すること
 - イ 当該ソフトウェアを複製すること
 - ウ 当該ソフトウェアを修正、改変、変更、翻訳又は解析等すること
 - (6) 契約者が付帯 TMS サービスを利用して、次のアからスまでに定める行為を行わないこと
 - ア 当社の書面による事前承諾なく、営業活動、営利を目的とした利用及びその準備を目的とした利用
 - イ 当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
 - ウ 当社もしくは第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
 - エ 当社もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷し又はその名誉もしくは信用を毀損する行為
 - オ 詐欺等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれのある行為
 - カ 付帯 TMS サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
 - キ 第三者になりすまして付帯 TMS サービスを利用する行為
 - ク ウイルス等の有害なコンピュータプログラム、ファイル交換ソフトウェア、あるいはスパムメール等を送信し又はこれら有害プログラムにつき第三者が受信もしくは受信可能な状態におく行為
 - ケ 第三者の設備等又は付帯 TMS 用設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為又は与えるおそれのある行為
 - コ 本人の同意を得ることなく又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為
 - サ 付帯 TMS サービスに関連して当社が提供した一切の物品に表示された文言の修正・削除
 - シ 当社の事前許諾なき、付帯 TMS サービスのタイムシェア、又はデータセンター用

等のサービス事業への利用

ス その他、社会的状況を勘案のうえ、当社が不適当と認める行為

- (7) 契約者が対象機器に接続する電話回線その他の通信インフラを自らの責任で調達すること
- (8) 契約者が対象機器の使用に要する消耗品又は電気料金等の費用をすべて負担すること
2. 契約者は、付帯 TMS サービスの提供にあたり、当社が合理的に必要と判断する範囲で、対象機器の設置状況、接続環境、利用状況その他の情報を当社に提供し、当社の案内に従って必要な協力を行うものとします。
3. 当社が付帯 TMS サービスの提供に際して契約者に対し手順・設定・操作等を案内した場合、契約者は当該案内に従うものとします。契約者が当該案内に反する設定・運用を行ったことに起因して障害等が発生又は拡大した場合、当社は当該障害等に関する付帯 TMS サービスの全部又は一部を提供しないことがあります。
4. 当社は、契約者の協力が得られないこと、通信回線・電源等の不具合、第三者サービス（回線事業者、クラウド、ソフトウェア提供者等）の障害、天災地変その他当社の合理的支配を超える事由により付帯 TMS サービスの提供が困難となった場合、当該事由が解消するまで付帯 TMS サービスの全部又は一部を中断・延期できるものとします。
5. 付帯 TMS サービスについては、本約款のほか、当社が別途定める TMS 契約約款が適用されるものとします。

（基本サービス）

第 19 条

1. 基本サービスは別表 1（基本サービス一覧）記載の（1）から（13）までのサービスから構成され、当社は、契約者に対し、別表 1 記載の提供方法及び対応日・時間帯に従って基本サービスを提供するものとします。
2. プランごとに利用できる基本サービスの内容は、以下の通りです。ただし、（2）ないし（4）に関して、別表 1（10）の TM クラウドサービスは、すでに当社と TMS 契約を締結し、かつ TM クラウドサービスを利用している顧客が、本サービスのうち「TMS ゴールド保証バックプラン」、「TMS クリスタル保証バックプラン」又は「TMSPREMIUM 保証バックプラン」に変更した場合にのみ利用できるサービスです。
 - (1) 「TMS シルバー保証バックプラン」は、別表 1 に定める基本サービスのうち、（1）ないし（9）のサービスを利用できるプランです。
 - (2) 「TMS ゴールド保証バックプラン」は、別表 1 に定める基本サービスのうち、（1）ないし（11）のサービスを利用できるプランです。
 - (3) 「TMS クリスタル保証バックプラン」は、別表 1 に定める基本サービスのうち、（1）ないし（12）のサービスを利用できるプランです。
 - (4) 「TMSPREMIUM 保証バックプラン」は、別表 1 に定める基本サービスのうち、（1）ないし（11）及び（13）を利用でき、かつ、追加サービスのうち「延長保守サービス」が標準で付帯するプランです。
3. プランごとの提供可否、提供回数・上限等がある場合は、申込書又は別紙の定めが優先します。
4. 契約者は、当社が基本サービスの提供を完全かつ円滑に行えるように、合理的に必要な協力（別表 1（4）及び（7）のサービスの提供に際して、当社の派遣する技術員が対象事業所又は必要に応じて契約者のその他の事業所に立ち入ることを認め、かつ必要とする電気代等を負担することを含みますが、これに限りません。）をするものとします。
5. 別表 1（2）ないし（4）までに定めるサービスは、次の（1）ないし（6）までのいずれかの場合に完了するものとします。
 - (1) 対象機器に関する問題が解決した場合
 - (2) 対象機器に関する障害等の発生箇所、発生原因が特定された場合
 - (3) 対象機器に関する障害等が回復した場合
 - (4) 対象機器に関する問題又は障害等でないことが判明した場合
 - (5) 対象機器に関する問題又は障害等の原因追及が客観的に困難となり、調査が進展しないと合理的に判断される場合
 - (6) その他、当社から契約者に対する説明又は対応が尽くされたと合理的に判断される場合

6. 対象機器が複合機である場合、基本サービスには別表1(5)ないし(9)までのサービスは含まれません。契約者が当該複合機の修理を希望するときは、契約者は当該複合機のメーカーに対してその修理を直接に依頼しなければならないものとします。
7. 別表1(5)ないし(7)までのサービスは、対象機器の障害等の症状によっては、当社の判断により(ただし、リース機器については各リース会社の規定に則った手続きの上)、代替機器との交換をもって修理完了とさせていただく場合があります。
8. 対象機器のメーカーにおける修理用部品の保有期間が経過した以降は、別表1(5)ないし(7)までのサービスについては、その提供に当該修理用部品を必要とする限り、当社は当該サービスを提供しないものとします。
9. 対象機器が購入機器である場合において国税庁の定める法定耐用年数等を基準に別途当社が定める機器ごとの耐用年数を経過したものである場合又はリース機器である場合において当初リース期間満了後の再リースである場合、別表1(4)から(7)までのサービスについては、技術員の訪問による簡易な対応で解決できない保守等(機器の修理、機器の交換や部品交換、新たな配線工事等を含みますが、これらに限られません。)が必要となったときは、訪問費以外の費用(修理費用、部品交換費用、部品調達費用、配線工事等を含みますがこれらに限られません。)は、基本料金とは別に契約者の負担となります。当該費用の金額及び支払方法等は、必要となる都度、当社から契約者にご案内いたします。
10. 当社による別表1(6)又は(7)のサービス提供の結果(対象機器の修理結果)に当社の責めに帰すべき事由による瑕疵があり、かつ基本サービスの提供が終了する日までに契約者から当社に書面によりその旨の通知がなされた場合は、当社は、別表1(6)又は(7)のサービスを再度提供するものとします。但し、当該瑕疵が重要ではなく、かつ別表1(6)又は(7)のサービスの再度の提供に過分の費用を要する場合は、その限りではないものとし、また、当社が別表1(6)又は(7)のサービスを再度提供したにもかかわらず、当該瑕疵の修理ができない場合は、当社は、別表1(6)又は(7)のサービスを再々度提供することを要しないものとし、これらの場合は、当社は、当該瑕疵に起因して契約者に生じた損害について、第34条2項に規定するものを除き、賠償責任を負うものとします。
11. 当社による別表1(8)及び(9)のサービスの提供にあたり、契約者は、①当社はあくまでも問題解決をサポートするものであって、問題解決を保証するものではないこと、及び、②契約者のご質問内容の原因が当社以外の第三者の提供する機器又はサービスに存在する場合は、契約者が当該第三者との間で解決していただくことがあることを了解するものとします。
12. 次の(1)ないし(6)までの場合は基本サービスの提供場面から除外されるものとし、次の(7)ないし(13)までの項目は基本サービスに含まれないものとします。
 - (1) 契約者が第18条に規定する前提条件に違反したことに起因して対象機器の障害等が発生した場合
 - (2) 対象機器の設置後の設置場所の移動(対象事業所内の移動及び対象事業所外への移動の両方を含みます。)に起因して対象機器の障害等が発生した場合
 - (3) 対象機器の分解、組替、改造に起因して対象機器の障害等が発生した場合
 - (4) 契約者の責めに帰すべき事由に起因して対象機器の障害等が発生した場合
 - (5) 対象機器の障害等が生じた場合において、契約者が当社に対する速やかな連絡又は基本サービスの提供依頼を怠ったことにより、障害等の範囲又は程度が拡大した場合
 - (6) その原因の如何を問わず、契約者が対象機器を紛失した場合
 - (7) 対象機器の設置後の設置場所の移動(対象事業所内の移動及び対象事業所外への移動の両方を含みます。)又は対象機器に係る追工事
 - (8) 対象機器の操作方法等に関する質問に対する電話以外の方法による回答
 - (9) 対象機器を使用する際の消耗品(電池パック、蓄電池バッテリー、トナー、用紙等)の提供及び消耗品の交換作業
 - (10) 対象機器内のデータの保証及び復旧
 - (11) 対象機器内のデータの別機器への保存又はバックアップデータの作成
 - (12) 対象機器に該当しない電話、ファックス及びパソコン等の機器に係る配線整理及びネットワーク接続作業
 - (13) 本契約に基づき契約者が当社から提供を受けることが予定されていない一切の保守サービスの提供
13. 契約者は、基本サービスの提供を希望する場合は、当社に対して、速やかにその旨を

受付電話番号【0120-665-606】に電話連絡し、基本サービスの提供を依頼するものとします。なお、TMSPREMIUM 保証パックプランに加入している契約者は、TMSPREMIUM 保証パックプラン専用の窓口（連絡先は個別にお知らせします。）を利用することもできます。

14. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、付帯 TMS サービスの全部又は一部を提供しないことがあります。
- (1) 契約者が別表 1 に定める利用要件に違反したことに起因して対象機器の障害等が発生した場合
 - (2) 対象機器の設置場所の移動（対象事業所内の移動及び対象事業所外への移動の可否を含む）に起因して対象機器の障害等が発生した場合
 - (3) 対象機器の分解、増設、改造に起因して対象機器の障害等が発生した場合
 - (4) 契約者の責めに帰すべき事由に起因して対象機器の障害等が発生した場合
 - (5) 対象機器の紛失等が生じた場合において、契約者が当社に対する速やかな連絡又は提供依頼を怠ったことにより、障害等の範囲又は程度が拡大した場合
 - (6) その原因の如何を問わず、契約者が対象機器を紛失した場合
 - (7) 対象機器に係る工事、移設その他当社が予定していない作業
 - (8) 消耗品の提供及び交換作業
 - (9) 対象機器内のデータの取出し及び復旧、初期化、バックアップデータの作成
 - (10) その他、当社が契約者に提供を予定していない一切のサービスの提供

（対応完了・協力義務・提供範囲）

第 20 条

1. 契約者は、当社が基本サービスを提供するために必要な範囲で、対象機器の利用者の同席、設置場所への立入り、操作権限の付与、遠隔接続の許可、関係者への連絡調整その他合理的な協力を行うものとします。
2. 基本サービスにおける「対応完了」とは、当社が電話・遠隔・訪問等の方法により、当該時点において合理的に実施可能な案内、設定、作業又は手配を完了し、契約者に対して結果を報告又は案内した時点をいいます（契約者の環境・第三者要因により結果が左右される場合を含みます）。
3. 当社は、対象機器内のデータ（アプリケーション、設定、ファイル等）の完全性・復旧を保証しません。契約者は、自己の責任において必要なバックアップを取得するものとします。
4. 次の各号に該当するものは、別紙・別表又は当社が別途明示する場合を除き、基本サービスの提供範囲に含まれません。
 - (1) 消耗品（バッテリー、ケーブル、トナー、用紙等）の提供・交換
 - (2) データの復旧、取出し、移行、初期化、バックアップ作成
 - (3) 機器の搬入出、設置工事、配線工事、回線工事、内装工事等
 - (4) 第三者が提供するサービス・製品（回線、クラウド、アプリ等）の契約・料金交渉、補償交渉
 - (5) 法令又は契約上、当社が実施できない作業
5. 当社は、製造元の部品供給終了、メーカーサポート終了その他合理的な理由により対象機器の修理・交換等が困難な場合、当該作業の全部又は一部を提供しないことがあります。この場合の取扱いは、別紙及び申込書の定めに従います。

（再委託）

第 21 条

1. 当社は、付帯 TMS サービスの提供に必要な範囲で、その業務の全部又は一部を第三者に再委託できるものとします。
2. 本条第 1 項の場合、当社は、当該第三者に本契約における自らの義務と同様の義務を負わせるとともに、当該第三者の行為について、本契約に定める範囲内で責任を負うものとします。

（追加サービス）

第 22 条

1. 契約者は、当社所定の方法により追加サービスを申し込むことができます。
2. 契約者は、当社から契約者に対して基本サービスが提供されている間において、別表 2（追加サービス料金表）に定める①WiFi ルータ 2 台目以降サポート、又は②延長保守サービス（プランに応じた基本サービスの対応時間を 3 6 5 日午前 7 時から午後 9

時まで（但し、オンサイトの場合は対応業者の勤務状況に応じて対応時間が変わる場合があります。）に延長するサービスをいい、詳細は、別紙：延長保守契約約款記載のとおりです。）の2つのサービスの中から、契約者が希望するサービスを追加サービスとして、提供を受けることができます。

（特別保守サービス）

第23条

1. 契約者は、特別保守サービスの提供を希望する場合は、当社に対して、速やかにその旨を窓口電話番号【0120-665-606】（なお、TMS PREMIUM 保証パックプランに加入している契約者は、TMS PREMIUM 保証パックプラン専用窓口への連絡も可能です。）に電話連絡し、特別保守サービスの提供を依頼するものとし、当社は、当社の自由な判断により、契約者に対して特別保守サービスを提供するか否かを決定できるものとします。
2. 次の（1）及び（2）の項目は特別保守サービスに含まれないものとします。
 - （1）対象機器内のデータの存続保証及び復旧
 - （2）対象機器内のデータの別機器への保存又はバックアップデータの作成

（サイバー保険付帯サービス）

第24条

サイバー保険サービスの詳細については、サイバー保険を提供している三井住友海上火災保険株式会社が定める約款のとおりとします。

第25条（付帯 TMS サービスの提供中止・廃止）

1. 当社は、次の（1）から（4）までのいずれかに定める事由がある場合、その状況がやむまでの間、付帯 TMS サービスの全部又は一部の提供を一時的に中止することがあります。
 - （1）契約者が本契約や対象機器に係る売買契約又はリース契約に違反した場合
 - （2）付帯 TMS サービスの提供が技術的に不可能又は著しく困難な事情が生じた場合
 - （3）付帯 TMS サービスの提供のために必要な設備の保守点検が行われる場合、又はこれらの設備に障害等が生じた場合
 - （4）停電、天災地変、戦争、暴動、内乱その他の不可抗力により付帯 TMS サービスの提供が不可能又は著しく困難な場合
2. 当社は都合により付帯 TMS サービスの全部又は一部の提供を一時的に中止又は永続的に廃止することがあります。
3. 当社は本条第2項の規定により付帯 TMS サービスを中止又は廃止するときは、契約者に対し、中止又は廃止するサービスの中止日又は廃止日の30日前までに通知します。但し、やむを得ない場合については、この限りではありません。
4. 当社は、本条第1項又は第2項による付帯 TMS サービスの提供の中止又は廃止により、契約者又は第三者が被った如何なる不利益、損害についても、一切の責任を負いません。

第6章 料金

（基本料金）

第26条

1. 契約者は、当社に対し、申込書及び別表3（基本料金表：保証パックプラン A～D）に定める基本料金（月額・消費税別）を支払うものとします。
2. 第19条第8項に基づき当社が基本サービスの一部を提供しない場合であっても、基本料金の金額は減額しないものとします。
3. 基本料金は、日割り計算を行わないものとし、基本サービスの提供開始日又は提供終了日が月の途中の日であっても、契約者は、当社に対して、当該月に係る基本料金の全額を支払うものとします。

（追加サービス料金）

第27条

1. 契約者が追加サービスの提供を受ける場合は、契約者は、当社に対して、提供を受ける追加サービスの内容・数量に応じて別表2に定める追加サービス料金（月額）を基本料金と併せて支払うものとします。
2. 追加サービス料金は日割り計算を行わないものとし、追加サービスの提供開始日又は

提供終了日が月の途中の日であっても、契約者は、当社に対して、当該月に係る追加サービス料金の全額を支払うものとします。

(特別保守料金)

第 28 条

1. 契約者が特別保守サービスの提供を受ける場合は、特別保守料金を当社に対して支払うものとします。
2. 特別保守料金は、各保守サービスの実施に要する実費（物品の売買代金を含みます。）及び当社が別に定める料金表に従った報酬金から構成されるものとします。但し、料金表の定めがない場合には、当社がその都度個別に見積もりを行い、契約者当社別途協議のうえ、報酬金の額を決定するものとします。

(支払方法)

第 29 条

1. 契約者は、当社が指定する支払期日までに、当社が指定する方法（口座振替、クレジットカード決済、振込等）により、基本料金、追加サービス料金及び特別保守料金その他本契約に基づき契約者が負担する料金（以下総称して「料金等」といいます。）を支払うものとします。
2. 振込手数料その他支払いに要する費用は、契約者の負担とします（当社が別途定める場合を除きます）。
3. 契約者が支払方法の変更を希望する場合は、当社所定の手続に従うものとし、変更完了までの間は従前の支払方法に従うものとします。

(支払期日)

第 30 条 料金等の支払期日は、当社が別途通知する日とします。

(延滞)

第 31 条

1. 契約者が料金等を前条の支払期日までに支払わない場合、契約者は、当社に対し、支払期日の翌日から支払完了日まで、年 14.6 % の割合（又は法令で許容される上限の割合）による遅延損害金を支払うものとします。
2. 契約者が料金等を前条の支払期日までに支払わない場合、当社は本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
3. 前項の提供停止により契約者に損害が生じても、当社は一切の責任を負いません。

第 7 章 契約解除

(契約者による解約)

第 32 条

1. 契約者は、本契約の解約を希望する場合は、その旨を当社所定の手続きにより当社に通知することにより、本契約を解約できるものとします。この場合、毎月の初日から 25 日までに当社に通知があったものについては当該通知のあった日の属する月の末日に、また、毎月の 26 日から末日までに当社に通知があったものについては当該通知のあった日の属する月の翌月の末日に、本契約が解約されるものとします。
2. 前条の解約が行われた場合にも、契約者に既払料金は返還されません。

(当社による解除)

第 33 条 当社は契約者が以下の各号に該当した場合、何ら催告なく本契約を解除でき、これにより本契約は終了します。

1. 本契約に基づく当社に対する金員の支払いを怠ったとき
2. 本契約の条項の一つにでも違反したとき
3. 第 4 条に規定する必要事項に、虚偽の事実があることが判明した場合
4. 支払停止又は支払不能の事由を生じたとき
5. 自ら振り出し又は裏書した手形、小切手について、手形交換所の不渡り処分を受け、又は銀行取引停止処分を受けたとき
6. 第三者から、その財産について仮差押、仮処分、差押、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき

7. 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始、もしくはこれらに類する法的倒産手続の申立てを受け、又は自ら申し立てたとき
8. 解散したとき又は事業を停止もしくは廃止（廃業）したとき
9. 監督官庁から、事業の取消、停止等の処分を受け、又は事業の全部もしくは重要な一部を廃止変更したとき
10. その他、契約者の信用状態が著しく悪化したとき

第8章 免責事項

（免責事由）

第34条

1. 当社は、本サービスにより契約者の特定の目的達成、完全な復旧・解決、特定の結果が得られることを保証するものではありません。
2. 当社は以下の各号に定める損害については、責任を負いません。
 - （1）契約者の故意又は重過失に起因する全ての損害
 - （2）保険会社の支払拒否によって生じた全ての損害
 - （3）通信障害や外部要因によって生じた全ての損害

第9章 禁止事項

（禁止事由）

第35条

契約者は、本サービスの利用にあたり、次の各号の行為をしてはなりません。

- （1）本サービスの運営を妨げる行為、又はそのおそれのある行為
- （2）当社又は第三者の権利（著作権等の知的財産権、名誉・信用等を含みます。）を侵害する行為
- （3）法令又は公序良俗に違反する行為
- （4）不正アクセス、マルウェア配布、過度な負荷を与える行為等、当社の設備・ネットワーク等に支障を与える行為
- （5）当社の承諾なく本サービスを第三者に再販売・転貸・譲渡・名義貸しする行為
- （6）その他、当社が不適切と判断する行為

第10章 知的財産

（知的財産）

第36条

1. 本サービスに関連して当社が契約者に提供する資料、手順書、マニュアル、提案書、画面、プログラム、ノウハウその他一切の提供物（以下「提供物」といいます。）に関する著作権その他の知的財産権は、当社又は正当な権利者に帰属します。
2. 契約者は、当社の事前の書面承諾なく、提供物を複製、改変、翻案、転載、公衆送信、第三者への再許諾その他これらに類する行為を行ってはなりません。ただし、契約者が自己の業務のために必要な範囲で利用する場合はこの限りではありません。
3. 契約者が本条に違反して当社又は第三者に損害を与えた場合、契約者は当該損害を賠償するものとします。

第11章 秘密保持

（秘密保持）

第37条

1. 契約者及び当社は、本サービスの提供又は利用に関連して相手方から開示され、又は知り得た技術上、営業上その他一切の情報（以下「秘密情報」といいます。）を、相手方の事前の書面承諾なく第三者に開示又は漏えいしてはなりません。
2. 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報には適用しません。
 - （1）開示を受けた時点で既に公知となっている情報
 - （2）開示を受けた後、自己の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報
 - （3）開示を受ける前に適法に保有していたことを証明できる情報
 - （4）正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
 - （5）秘密情報によらず独自に開発したことを証明できる情報
3. 契約者及び当社は、秘密情報を本サービスの提供又は利用の目的の範囲内でのみ使用するものとします。
4. 第1項の定めにかかわらず、契約者及び当社は、法令又は裁判所、監督官庁、金融商品取引所その他受領者を規制する権限を有する公的機関の裁判、規則若しくは命令等

により秘密情報の開示を要求された場合、弁護士、公認会計士等法令上当然に守秘義務を負う専門家に開示する場合、及び本契約の目的達成に必要な最小限の範囲で、役員、従業員、委託先に開示する場合は、秘密情報を開示できるものとします。役員、従業員、委託先に開示する場合は、当該開示先に対して本条と同等の秘密保持義務を負わせるものとします。

5. 本契約終了後も、本条の規定は有効に存続します。

第 12 章 個人情報保護

(利用目的)

第 38 条 当社は、契約者の個人情報を本サービス提供の目的に限り利用します。

(第三者提供)

第 39 条 当社は、保険会社及び委託先に、契約者の氏名及び住所等の情報を提供できるものとし、契約者は当該提供に同意するものとします。

(管理)

第 40 条 当社は、本サービスの提供に当たって、契約者から取得した個人情報の取扱いについては、当社がインターネットにて公開するプライバシーポリシー（個人情報保護方針）(<https://tele-marker.co.jp/policy/>) 基づき取り扱うものとします。

第 13 章 雑則

(規約の変更)

第 41 条 当社は、本約款について、民法 548 条の 4 第 1 項に反しない限りで、その内容を変更することができるものとします。

(通知方法)

第 42 条 前条に規定する変更内容は、その効力が生じる 14 日前までに当社ホームページへの表示その他当社が適当と判断する方法により告知するものとし、契約者は、当該効力発生日をもって当該変更に同意したものとみなします。

(不可抗力)

第 43 条 当社は、地震、台風、津波その他の天災地変、火災、戦争、反乱、もしくは暴動、テロ、ストライキ、感染症、疫病、政府、国、地方公共団体等又は政府、国、地方公共団体等の機関の行為、法令、規制又は命令、要請の遵守、法令・規則の制定・改廃、輸送機関・通信回線の事故その他不可抗力により本サービスの提供ができない場合、本サービス提供用の設備の保守上又は工事上やむをえない場合、その他当社がその運用上又は技術上、本サービスの一時的な中断、中止、営業時間の短縮を必要とした場合には、本サービスの提供の中断、中止、営業時間の短縮をすることがあることを、契約者は了承するものとし、不可抗力を原因として発生した損害については、当社はいかなる責任も負わないものとします。なお、契約者は不可抗力を理由として金銭債務の履行を免れることはできないものとします。

(暴力団の排除)

第 44 条

1. 契約者は、以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって以下の各号のいずれにも該当しないことを確約します。
 - (1) 自ら又は自らの役員（取締役、執行役又は監査役）が、暴力団等であること
 - (2) 自らの行う事業が、暴力団等の支配を受けていると認められること
 - (3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し又は暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること
 - (4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること
 - (5) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し又は暴力団の運営に資するものであること
2. 当社は、契約者が以下の各号のいずれかに該当するときは、何らの通知、催告を要せず、即時に本契約を解除することができます。
 - (1) 前項の表明保証に違反したとき

(2) 自ら又は第三者をして以下に掲げるいずれかの行為をしたとき

ア 当社又は当社の委託先に対する暴力的な要求行為

イ 当社又は当社の委託先に対する法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 当社又は当社の委託先に対する脅迫的言辞もしくは暴力的行為

エ 風説を流布し又は偽計もしくは威力を用いて、当社又は当社の委託先の信用を毀損し、もしくはこれらの者の業務を妨害する行為

(3) その他前各号に準ずる行為

(権利譲渡の禁止)

第 45 条 契約者は、当社の書面による事前の承諾なく本契約上の地位又は本約款に基づく権利もしくは義務につき、第三者に譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。

(準拠法)

第 46 条 本約款は日本法を準拠法とします。

(管轄裁判所)

第 47 条 本契約に関する紛争は、当社本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別表 1（基本サービス一覧）

付帯 TMS サービスの内容、提供方法、対応日・時間帯その他の詳細は、乙が別途提示する別紙（別表 1）に定めます。

基本サービス		提供方法	対応日・時間帯
サービス名称	サービス内容		
（１）対象機器の操作方法等の質問に対する回答	対象機器の操作方法や取扱説明書の記述等に関するご質問に対して回答します。	電話対応に限ります。	【月曜日から金曜日 （祝日を除く）】 午前 9 時～午後 6 時 【土曜日、日曜日 （祝日を除く）】 午前 10 時～午後 5 時
（２）対象機器に関する問題点解決サポート	対象機器に関する問題が発生した場合、問題解決をサポートします。		
（３）対象機器が導入されているシステムに関する障害切り分けサポート	対象機器が導入されているシステムで障害または故障（以下、「障害等」といいます。）が発生した場合、障害等の発生箇所、発生原因の切り分けをサポートします。		
（４）対象機器が導入されているシステムに関する障害切り分け	対象機器が導入されているシステムで障害等が発生した場合、技術員を派遣して障害等の内容を詳細にお聞きし、その発生箇所、発生原因の切り分けを実施します。	電話対応に限らず乙が必要と判断する方法によりサービスを提供します。なお、購入機器が乙所定の耐用年数を経過している場合又はリース機器が再リースである場合は修理・交換等是有償となります（第 19 条第 9 項をご参照ください。）	【月曜日から金曜日 （祝日を除く）】 午前 9 時～午後 6 時
（５）対象機器の修理用部品の提供	本表（３）または（４）のサービスの提供の結果、対象機器に障害等が発生したと合理的に確定した場合、その修理用部品を提供します。		
（６）対象機器のセン ドバック保守サービス	本表（３）または（４）のサービスの提供の結果、対象機器に障害等が発生したと合理的に認められる場合、障害等が発生した対象機器をお預かりして、その修理を行います。		
（７）対象機器のオン サイト保守サービス	本表（３）または（４）のサービスの提供の結果、対象機器に障害等が発生したと合理的に認められる場合、技術員を派遣して対象機		

	器の修理を行います。		
(8) PCサポートサービス	対象事業所に在籍する甲の役職員からのパソコン、スマートフォンおよびタブレット等の操作方法等に関するご質問に対して電話対応およびインターネット経由での遠隔操作によって問題解決をサポートします。当該サービスの詳細は、本契約条項別紙【PCサポートサービスおよびかけつけサポートサービス（PC版）利用規約】に定めます。	電話対応およびインターネット経由での遠隔操作によりサービスを提供します。	【すべての曜日（祝日を除く）】 午前9時～午後6時
(9) かけつけサポートサービス（PC版）	対象事業所に在籍する甲の役職員からのパソコンの操作方法等に関するご質問に対して訪問対応によって問題解決をサポートします。当該サービスの詳細は、本契約条項別紙【PCサポートサービスおよびかけつけサポートサービス（PC版）利用規約】に定めます。 当該サービスにおける訪問対応回数は、TMSシルバーの場合は月1回まで、TMSゴールドの場合は月3回まで、TMSクリスタルの場合は月5回まで、TMS PREMIUMの場合は月5回までです。	対象事業所に訪問してサービスを提供します。	【月曜日から金曜日（祝日を除く）】 午前9時～午後6時
(10) TMクラウド	日本国内のインターネット通信が利用可能な区域において、乙の設置するサーバ装置に蓄積可能なデータ容量について、バックアップ機能、回線認証機能、端末認証機能を提供します。当該サービスの詳細は、本契約条項別紙【TMクラウド利用規約】に定めます。なお、基本サービスとして提供するTMクラウド蓄積可能データ容量は	日本国内のインターネット通信が利用可能な区域において、インターネット経由でサービスを提供します。	【月曜日から金曜日（祝日を除く）】 午前9時～午後6時

	100GBです。		
(11) TM-WiFiサポートセンター	【機器契約TM-WiFi設置期間中限定】モバイル端末の追加、WiFi接続設定など、お客様社内のヘルプデスクを代行します。離れたオフィス等のアクセスポイントもクラウドから一元的に設定（遠隔での不具合箇所を特定し、解決するサポート）することができます。但し、TM-WiFiサポートセンターの提供は、乙から提供している「PC・Wifiセット」の機器設置がある場合に限りります。	電話対応およびインターネット経由での遠隔操作によりサービスを提供します。	【月曜日から金曜日（祝日を除く）】 午前9時～午後6時
(12) お悩み相談	専用ダイヤルにて税務・労務に関する電話相談、及び内容別補償（別紙：お悩み相談契約約款へ記載）を提供します。	電話対応に限ります。	【月曜日から金曜日（祝日を除く）】 午前10時～午後5時
(13) 通信コンシェルジュサービス	定期的に乙の役職員が訪問し、お困りごとの聞き取りや適切な通信サービス（自社サービス）の提案などを行います。		

別表2（追加サービス料金表）

提供を受ける追加サービスの内容	追加サービス料金（月額）	
	追加サービスの数量	金額（消費税別）
TM-WiFi 2台目以降	設置1台毎	1,000円
延長保守	対象事業所1箇所毎	3,000円

別表3（基本料金表：保証パックプランA～D）

基本料金（消費税等別／月額）				
区分	A	B	C	D
TMS シルバー	3,480円	3,980円	4,480円	4,980円
TMS ゴールド	5,280円	5,780円	6,280円	6,780円

TMS PREMIUM	9,480 円	9,980 円	10,480 円	10,980 円
-------------	---------	---------	----------	----------

TMS クリスタル（従業員数区分別／消費税等別／月額）				
従業員数区分	A	B	C	D
1～5 名	6,280 円	6,780 円	7,280 円	7,780 円
6～10 名	6,680 円	7,180 円	7,680 円	8,180 円
11～15 名	8,080 円	8,580 円	9,080 円	9,580 円
16～20 名	9,680 円	10,180 円	10,680 円	11,180 円
21～25 名	11,280 円	11,780 円	12,280 円	12,780 円
26～30 名	12,980 円	13,480 円	13,980 円	14,480 円